

## [事案 2021-216] 損害賠償請求

・令和4年5月16日 裁定終了

### <事案の概要>

贈与税が課税されることの説明がなかったこと等を理由に、贈与税等相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

母が契約者であった養老保険（申立外契約）の満期保険金の一部を原資として、平成23年8月に契約した個人年金保険について、母が死亡した際に、税務署から相続税の申告漏れを指摘され、追徴課税を負担することになったが、以下の理由により、贈与税等相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 募集人から、申立外契約の満期保険金受取時や本契約の加入時に贈与税に関する説明を受けていない。説明を受けていれば、本契約には加入しなかった。
- (2) 申立外契約の満期保険金を本契約の保険料の原資に充てるのではなく、自分が保険料を負担していれば何のトラブルもなかった。
- (3) 募集人は、満期保険金等の支払手続ではなく、本契約に継続勧誘させる目的であった。
- (4) 満期保険金等の請求の際、募集人は母の手が不自由だと虚偽を記載し、支払請求書を代筆した。当時、母は手が不自由ではなかったし、仮に手が不自由だったとしても、自分が同席しているのだから、募集人ではなく自分に代筆させるべきであった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 課税関係は、生命保険契約の内容をなすものではなく、募集人は積極的な説明義務を負わない。
- (2) 募集人は、申立人に対して、確定申告の上で、申立外契約の保険料を申立人が負担していたことについて、税務署に相談するよう説明した。
- (3) 申立人が主張する請求権は時効により消滅している。
- (4) 申立人は、申立外契約の満期保険金等の支払請求に立ち会っており、同時点において特段の申出がなかったことから、手続は適切に行われている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人から贈与税について適切な説明がなかったことを理由とした損害賠償は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。